

## 平成 26 年 5 月 20 日参議院外交防衛委員会議事録

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

岸田大臣とはもう十年以上も前、衆議院の時代にはいろんなところで御一緒したことがございますが、今回参議院に復帰してきまして、参議院の外交防衛委員会で初めて大臣に質問させていただきたいと思っております。

二つの協定と後段は国際情勢について、併せて質問をさせていただきます。

まず初めに、意匠国際登録ジュネーブ改定協定について質問をいたしますが、本改正協定における拒絶通報期間が最大十二か月まで延長されたということで、我が国のような審査主義国が参加しやすくなったというふうに理解をしております。この国際事務局、WIPOを通じて、一回の国際出願手続で複数国への出願が可能となることによって、出願人の費用負担が削減されるのは大いに結構なことだと思います。

しかし、そもそもこの意匠制度について、世界的には、日本、アメリカ、韓国のように、出願を受けてから当局が審査を行った後に権利が登録をされ権利行使が可能となるいわゆる審査国と、あと欧州や中国のように、無審査で登録をされて権利侵害などの紛争が発生したときに初めて権利の有効性判断が行われる無審査国、この二つに分かれてしまっているところに国際出願が抱えている本質的な難しさがあるんだろうと考えています。

我が国が採用しているこの審査制というのは、出願審査に時間と行政コストが掛かるというデメリットはありますけれども、出願人が安定的な権利を有することができるという大きなメリットを持っているわけです。したがって、我が国と同様の審査主義国が増えることは、安定した国際ビジネスを展開する上で国内事業者にも利益をもたらすのではないかと思います。

そこで、今後この審査制を採用する国を増やしていくための日本政府としての取組方針について、まず大臣の所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣（岸田文雄君） 今御指摘のように、意匠の出願の審査を行うことは出願人にとって法的に安定性のある権利の取得が可能になります。また、疑義のある権利を主張する者との無用な係争を回避することもできます。こういったことによって、意匠出願の審査、これは企業活動の安定に寄与するものだと考えております。こういった観点から、我が国としましては、これまでも審査制度の普及を進める取組を行っておりますし、今後取組を進めていきたいと考えております。

具体的な取組としては、例えば我が国の関係企業、団体の集まりであります国際知的財産保護フォーラムというものがありますが、このフォーラムが中国の関係当局と行った会合、

こういった会合を例として挙げることはできると思いますが、この会合におきまして、中国の審査制度導入について我が国産業界からの要望を官民双方から伝えるなど、働きかけを行ったところです。

また、中国、さらにはインドネシア、こういった無審査国に対しては我が国の意匠制度についての研修を既に実施しておりますし、また、審査国であります米国、韓国との間で審査実務に関する審査官協議を毎年行っており、この協議内容を無審査国であるEUあるいは中国に対して情報提供を行っている、こういった取組を行っております。

是非、こういった取組を続けることによりまして、この審査制度の普及、引き続き努力をしていきたいと考えております。

○松沢成文君 模倣品による経済的な被害というのは甚大なわけですね。是非、これから同じく協定の締結に向けて準備を進めているアメリカなどのほかの審査主義国とも連携をして、審査制を採用する国を増やしていく取組を戦略的に進めていただきたいと思います。

続いて、意匠国際分類ロカルノ協定についてお聞きします。

複数国への出願の増加による国際的な分類の必要性というのは異議のないところであります。また、我が国がそうした基準作りを行う専門委員会に正式メンバーとして参加することが可能となるということもメリットが大きいと思います。

現在の国際分類では、三十二の類と二百十九の小類、七千百五十七の物品リストが掲載されているところでありますが、一方、日本の意匠分類では、十三のグループ、七十七の大分類、三千百九十六の小分類で構成され、物品リストについては何と四万一千五百の物品が掲載されておまして、この差というのは極めて大きいわけであります。本協定を締結した場合に、今後、専門家委員会において我が国の意見を反映した国際分類の改定を目指していくということだと思っております。

そこで、各国の独自文化による製品には多種多様なものがあり、そこではとてつもない調整作業になってくるだろうと思っております。そもそも、現在の国際分類を決める際に、何らのルール、基準はなく、各国が各々登録したい物品を提出し、それを一つずつ議論をしているのが現状だと聞いております。

そこで、各国の物品リストをにらみながら国際的な分類を整理していくに当たっては、まずは分類のためのルールを策定していくことから始めるのが有効ではないではないかと考えますが、政府の見解を伺いたいと思っております。

○政府参考人（片上慶一君） お答え申し上げます。

意匠の国際分類ロカルノ協定に基づいて設置された、委員御指摘のとおり専門家委員会に

において随時改定作業が行われております。我が国の意見をこの国際分類の改定作業に反映させていく、これは非常に重要であり、国際的に事業展開する我が国企業にとっても有益なものであると考えております。

御指摘のとおり、現在の国際分類は非常に粗く、我が国企業が権利調査を行う際、効率的な調査を行えない、そういった不便がございます。

このような点を改善すべく、近年、ロカルノ協定の専門家委員会の下に作業部会、これが設置されまして、その場において、委員より御指摘のありました分類の細分化の必要性や分類の定義、この策定、こういったものについての議論が行われてきているところでございます。我が国国内分類の精緻化を始め、均質な分類付与を達成するための分類の定義の策定、こういった出願人や審査官による効率的な調査を可能とするための分類改正を行ってきた実績があります。

我が国としては、他の先進諸国とも協調しつつ、我が国の分類改善の経験を共有し、出願人にとってより使いやすい分類になるように専門家委員会や作業部会で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松沢成文君 日本のように項目を細分化するということが出願人や審査庁の検索の手間を省く、つまりは効率化につながるということは、世界的に共通の認識だというふうに思います。

協定締結によって正式メンバーとなった際には、是非ともこうした分類細分化のためのルール作りからまずリーダーシップを発揮してもらいたいと要望をしておきます。

さて、後段は国際情勢について幾つか伺っていきたいと思うんですが、先ほども議論に出ました中国の南シナ海への進出がかなり顕著になってきております。

オバマ大統領が四か国歴訪で、日本、韓国、マレーシア、フィリピンですか、こう歴訪して、私は様々な成果を上げたと思います。アメリカのリバランスですね、アジア太平洋重視の政策の一つの表明になったのではないかというふうに思っています。

その直後に中国は南シナ海の実効支配を歴史上着々と進めてきたわけですが、例えば西沙、パラセルに石油の開削施設をどんと造る、その準備を始めたり、あるいは南沙の方でも、実効支配はしておりますけれども、そこに砂を集めて、滑走路、空港を造るような工事を始めたり、周辺諸国にとっては非常に危機感をあおるような行動に出てきているわけですね。一方、我が日本国は近隣に東シナ海を抱えて、ここには尖閣列島の問題があるわけですね。

こうした中国の最近のかなり激しい南シナ海の海洋進出が東シナ海の海洋進出にも与える影響について、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、南シナ海における中国の積極的な海洋進出につきましては、これは、南シナ海の関係国、中国やベトナムのみならず、これは我が国を含む地域や国際社会共通の懸念事項であるとまず受け止めています。

そして、中国の海洋進出につきましては、従来からその背景要因としまして、海洋権益ですとか、あるいは領土や領海の防衛、あるいはシーレーンに関する関心の高まり、こういった様々な要因があると指摘をされています。ですので、我が国としましては、東シナ海の状況も念頭に置きながら南シナ海の状況について注視をしていきたいと考えております。

今後の動向については予断することはできませんが、しかし、いずれにしましても、こうした状況を注視しながら、我が国としましては、東シナ海の状況あるいは尖閣諸島に関しまして、現状、中国公船が度々領海侵入を繰り返していること、極めて遺憾であると認識をしておりますし、我が国としましては、領海、領空、そして領土、これは断固として守り抜く、こうした方針の下に、関係省庁とも連携しながら、冷静に、なおかつ毅然とした態度でしっかりと対処していきたいと考えております。

○松沢成文君 中国の南シナ海あるいは東シナ海における海洋あるいは空の進出も含めて、最も問題なのは国際法を守っていないということなんですね。南シナ海においては、訳の分からない九段線というのを自分たちで引いてしまって、その中は排他的経済水域というよりも、もう領海のような扱いをして、この中で漁業をやるには中国に申請しろですとかいろいろなことを言ってきているわけです。一方、東シナ海でも、空の分野では勝手に防空識別圏をつくられてしまって、この中を通過する場合は通報せよみたいなことを言ってきているわけですね。こうやって国際法を無視して傍若無人に振る舞う中国、こういう国の実態があるわけなんです。

この中国に、今後日本は、外交面、あるいは安全保障というか軍事面、あるいはまた経済外交という部分もありますよね、こういう面においてどのように大臣として付き合っ、そしてこういう傍若無人の中国の進出に対応しようとしているのか、その辺りをお聞かせください。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、御指摘のように、海洋あるいは空、これは国際社会の公共財であります。

紛争を平和的に解決する、さらには航行の自由等を守る、あるいは国連海洋法条約を始めとする国際的な取決めを守る、こうした関連国際法の諸原則を守っていくということの重要性、これは地域及び国際社会でしっかり共有することが重要だと認識をしています。是非、中国に対しても、国際社会として今申し上げたような考え方の重要性をしっかりとしたメッ

セージとして伝えていくこと、これがまず重要だと認識をしております。

我が国としましては、例えば海洋の問題につきましては、昨年十二月の日・ASEAN特別首脳会談が開催されました。また、先月は、委員も御指摘になりました日米首脳会談が開催をされました。その際に、このASEAN諸国あるいは米国との間で、国際法に基づく国際秩序の維持の重要性、そして紛争の平和解決、そして自制的行為の重要性、こういったことをこの会議の場を通じまして共有をしたところであります。

是非、こうした認識をしっかりと共有し、そして中国にしっかりとしたメッセージを発するという通じまして、中国が国際的な規範を遵守、共有しながら、地域あるいはグローバルな課題に対して、より建設的かつ協調的な役割を果たすよう促していく、こういった国際的な雰囲気や取組を進めていくことが重要であると認識をしています。是非、日本としまして、こうしたメッセージの発出ですとか国際的な雰囲気をつくっていくために積極的に努力をしていきたいと考えます。

○松沢成文君 私は、以前から、アジア太平洋地域においてもいよいよ多国間の安全保障体制を考えていかなければいけない、そういう状況になってきているんじゃないかというふうに思っております。

多国間安保のある意味で先例というか成功例はヨーロッパにあるわけでありまして、ヨーロッパ、これ、NATOはかなり軍事同盟でありますから常設軍も置いているので、一挙にここまではなかなか難しいと思います。ただ、ヨーロッパで、OSCE、欧州安全保障協力機構ですか、ここは単なる戦略対話をするだけじゃなくて、もう一歩進んで、安全保障を中心に、外交あるいは経済、環境あるいは人権、こういった問題をヨーロッパの諸国だけでなく周辺諸国も含めて一つの協定として機構をつくっているわけですね。私は、今回のウクライナの件についても、このOSCEの出番はかなりあったわけです。

一方、アジアでは、やはりアメリカとの二国間安保が中心です。日米、日韓、日比、あるいはANZUSですね、こういった形で二国間で安全保障体制をつくっている。でも、アメリカの重心はそこにあるわけですね。

私は、中国をオミットしなくていいと思うんです。中国も含めて、含めてですね、アジアの特に海洋ですよ、海洋の安全航行とか、こうしたシーレーンも抱えていますので、安全な海、あるいは漁業というものもあるでしょう。それから、法の秩序の維持、あるいは領土の保全、こういったことを目的に、アジア太平洋で、もちろんアメリカにも中国にもみんな誘いかけて、ASEANの国々にも誘いかけて、新たな安全保障の対話をしっかりとできる、そういう条約のようなものを目指していくべきじゃないか、そして、日本こそ平和を目指す国家としてその外交的なイニシアチブを取っていくべきじゃないかというふうに思っていま

す。

この構想に関する見解と、あと、もしそういう多国的安保の体制をつくるとしたら、様々な説得力を持つためにも日本は集団的自衛権をきちっと認めていかないと、シーレーンの防衛にしたって、もしみんなで共同対処をしようと思ったらそこに入れなわけですね。アジアの多国間安全保障体制をつくっていく上での集団的自衛権をきちっと認めるということに対しての大臣の見解、この二つを最後にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、NATO、それからOSCE、こうした多国間の安全保障に関する取組について例を挙げていただきました。

御指摘のように、そういった先例が存在するわけですが、アジア太平洋地域の現状を見ますと、例えば欧州との比較を考えましても、域内の各国の発展段階が極めて多様であります。また、そもそも政治経済体制が異なる国が存在いたします。さらには、各国の安全保障観も様々という現実も存在いたします。こういったアジアの状況を考えますと、たちまちNATOのような安全保障体制を少なくとも現時点でつくることはなかなか難しいのではないかと認識をしています。

ですから、アジアにおいては、御指摘ありました日米同盟も存在いたしますが、それ以外にも、例えばアジア・サミット、EASですとかASEAN地域フォーラム、ARF、様々な対話の取組があります。こうしたものをまずはしっかりと整備をして、これを重層的に活用することによって、このアジア太平洋地域の安全保障ですとかさらには経済の発展ですとか、こういったものを考えていく、これがまずはアジアにおいては現実的な取組ではないかと考えます。そういったものが整備をされ、そのアジア太平洋地域の平和や安定や繁栄が実感できる、こういった成果をしっかりと確認しながら、更にまた議論を進めることによって御指摘のような大きな枠組みもまた考えられるような状況も出てくるのではないかと、こういったことでアジア太平洋地域の安全保障を中心とする枠組みを考えるべきではないかと、まず基本的にそう思います。

そして、集団的自衛権について、それとの関係においてどう考えるかという御指摘がありました。

政府にとって、国民の生命、暮らしを守るためにあらゆる努力を払う、これは大変重要な責務だと考えています。我が国の安全保障環境、大変厳しいものがあり、この中にあって、我が国としては、積極的平和主義に基づいてしっかりと国際貢献をまずしなければならないと思いますが、併せてあらゆる事態に備えるべく法整備を行わなければならない。そういったことで集団的自衛権を始めとする法整備について今議論を行っているわけですが、その議論をする際に、やはり関係各国との協力強化という観点からも隙のない体制をつくらな

ければならない、こういった観点もこの議論の中においてしっかり念頭に置きながら議論を進めていくべきではないか、このように思っています。

議論はまだこれから続けられることになるわけですが、是非そういった観点から議論を進める、何よりも、こういったことについて国民の皆さんにしっかり御理解いただけるように丁寧な議論を進めていきたいと考えております。

○松沢成文君 時間ですので、以上で。ありがとうございました。